

平成24年10月30日

長崎県商工会議所連合会 様

長崎県商工会連合会 様

長崎県中小企業団体中央会 様

○ 社団法人 長崎県建設業協会 様

長崎県内各商工会議所 様

長崎県内各商工会 様

社団法人 長崎県建設業協会各支部 様

長崎県農業会議



一般企業等法人向け農業参入セミナーの開催について
(一般企業等向け耕作放棄地解消・農業参入制度説明会)

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、平成21年12月に改正農地法が施行され、一般企業や社会福祉法人、NPO法人等も貸借によって農業に参入しやすくなりました。

他方、県内には5,000ha近くの耕作放棄地が存在しており、農地としての有効活用が急務となっています。国・県・市町は耕作放棄地の解消を進めるために、耕作放棄地の権利を取得して農業を行う者には耕作放棄地の復元費用等の一部を助成する支援事業を実施しているところです。

つきましては、農業参入の流れや支援事業等の説明を行うため、標記説明会を下記のとおり開催することといたしましたので、別添の「一般企業等法人向け農業参入セミナーのご案内」を貴会の会員様に広くご案内いただきますようお願い申し上げます。

多くの参加者が得られますよう、重ねて、よろしくお願い申し上げます。

1. 開催日程等

平成24年 11月26日（月）午後1時30分～4時	「L&Lホテルセンリュウ」 〒854-0071 長崎県諫早市永昌東町13-29 TEL 0957-22-8888 FAX 0957-22-8533
11月30日（金）午後1時30分～4時	「レオプラザ佐世保」 〒857-0834 長崎県佐世保市三浦町4-28 TEL 0956-22-4141 FAX 0956-22-4144

2. 参集範囲

一般企業、社会福祉法人、NPO法人等、農業への参入を計画、予定、検討中、または勉強しておきたいという法人（事前に参加申し込み必要）（各会場50人まで）

3. 内容

- （1）一般企業等の農業参入の方法や手続き（長崎県農業会議）
- （2）耕作放棄地の支援事業紹介（県内の耕作放棄地面積や耕作放棄地再生支援事業）
（長崎県農地利活用推進室）
- （3）耕作放棄地の紹介（農業委員会）
- （4）就農支援策や農作物の栽培について（長崎県新規就農相談センター）

4. 参加報告

参加希望者は、平成24年11月21日（水）までに別添の「一般企業等法人向け農業参入セミナーのご案内」の参加申込書で申し込み下さるようお願いいたします。

ファックス可。（先着順）

【申込先】長崎県農業会議 ファックス 095-828-7469

5. 問い合わせ先

長崎県農業会議：長崎市江戸町2-1 県庁第3別館内 095-822-9647

一般企業等法人向け農業参入セミナーのご案内

～一般企業等向け耕作放棄地解消・農業参入制度説明会～

長崎県農業会議

平成21年12月の農地法の改正により、一般企業や社会福祉法人、NPO法人等も貸借によって農業に参入しやすくなりました。

他方、県内には5,000ha近くの耕作放棄地があり、農地としての有効活用が急務となっています。国・県・市町は、耕作放棄地の解消を進めるため、耕作放棄地を買ったり借りたりして農業を行う者には耕作放棄地の復元費用等の一部を助成する支援事業を実施しています。

長崎県農業会議では、長崎県からの委託を受け、耕作放棄地等を使って農業への参入を検討・または勉強しておきたいという法人を対象に、昨年度から、標記セミナーを開催してきましたが、今年度は、耕作放棄地の分布事例や主な作物の栽培方法などを説明項目に加えました。

農業に参入するには、まず何から始めれば良いのか、何に留意しておかなければならないのか、様々な疑問などもあるかと思えます。ふるってご参加下さい。

■開催日と開催場所

平成24年 11月26日(月) 午後1時30分～4時	「L&Lホテルセンリュウ」 長崎県諫早市永昌東町13-29 TEL 0957-22-8888 FAX 0957-22-8533
11月30日(金) 午後1時30分～4時	「レオプラザ佐世保」 長崎県佐世保市三浦町4-28 TEL 0956-22-4141 FAX 0956-22-4144

■参加できる人

一般企業、社会福祉法人、NPO法人等、農業への参入を計画、予定、検討中、または勉強しておきたいという法人の方ならどなたでも参加自由です。

ただし、事前に参加申し込みをして下さい。(各会場50人まで)

■説明項目

- (1) 一般企業等の農業参入の方法や手続き(長崎県農業会議)
→長崎県農業会議から企業等が農業参入する際の農地法上の留意点について説明。
- (2) 耕作放棄地の支援事業紹介(県内の耕作放棄地面積や耕作放棄地再生支援事業)
(長崎県農地利活用推進室)
→長崎県農地利活用推進室から耕作放棄地解消の支援事業について説明。
- (3) 耕作放棄地の紹介(農業委員会)
→県内の農業委員会の一つから耕作放棄地がどんなものか一部を紹介。
- (4) 就農支援策や農作物の栽培について(長崎県新規就農相談センター)
→長崎県新規就農相談センターから就農支援策や作物の栽培を紹介。

■申込方法

下記の参加申込書の各欄に必要事項を記入して長崎県農業会議(ファックス番号は一番下に記載)に、平成24年11月21日(水)までにご連絡下さい。

■問い合わせ先

長崎県農業会議：長崎市江戸町2-1 県庁第3別館内 (電話 095-822-9647)

[参加申込書]

法人名		代表者名
住所		電話番号
役職名	氏名	参加する日
		11月26日 ・ 11月30日
		11月26日 ・ 11月30日

* 3人以上の場合は欄外に追加してご記入下さい。

長崎県農業会議 ファックス番号 095-828-7469